

【参考】情報公開推進会議 苦情処理結果一覧（平成29年度 全11件）

件数	苦情番号	苦情申出日	処理結果 通知年月日	担当課	苦情内容	処理結果等
1	29-1	平成29年5月29日	平成30年4月3日	精神科医療センター	<ul style="list-style-type: none"> 決定通知書の送付が遅い。 送付用封筒に差出人の記載がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 決裁終了後速やかに押印し、不服申立人に送付すること 送付用封筒に差出人名を記載すること
2	29-2	平成29年6月20日	平成30年4月3日	浦安南高等学校	決定期限後に開示決定等を行った。	開示決定等を迅速に行うなど、適正な事務処理に努めること
3	29-3	平成29年8月8日	平成30年2月7日	医療整備課	行政文書不保有の理由を記載しなかった。	理由附記の適否については、情報公開審査会の審理により判断されるものであり、推進会議では処理する権限を有しない。
4	29-4	平成29年9月3日	平成30年4月3日	<ul style="list-style-type: none"> 障害者福祉推進課 審査情報課 	<ul style="list-style-type: none"> 理由附記の不備の訂正が遅い。 情報公開審査会への理由説明書の提出が遅い。 異議申立人への理由説明書の送付が遅い。 	<p>(障害者福祉推進課事務処理分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由附記の不備があった場合は速やかに訂正等をし、開示請求者等に通知すること 理由説明書の提出期限を遵守すること <p>(審査情報課事務処理分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由説明書を異議申立人へ遅滞なく送付すること
5	29-5	平成29年9月12日	平成30年4月3日	教育総務課	情報公開審査会への諮問が遅い。	諮問に係る事務処理が不適切であったとまでは認められない。
6	29-6	平成29年9月12日	平成30年4月3日	教育総務課	補正命令は不適法である。	実施機関の事務処理の実質は補正ではなく補充であるが、平成29年9月より補充に改めており、今後遅滞なく諮問が行われることを期待する。

件数	苦情 番号	苦情 申出日	処理結果 通知年月日	担当課	苦情内容	処理結果
7	29-7	平成29年9月24日	平成30年4月3日	<ul style="list-style-type: none"> 障害者福祉推進課 審査情報課 	<ul style="list-style-type: none"> 理由附記の不備の訂正が遅い。 情報公開審査会への理由説明書の提出が遅い。 異議申立人への理由説明書の送付が遅い。 	<p>(障害者福祉推進課事務処理分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由附記の不備があった場合は速やかに訂正等をし、開示請求者等に通知すること 理由説明書の提出期限を遵守すること <p>(審査情報課事務処理分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由説明書を異議申立人へ遅滞なく送付すること
8	29-8	平成29年12月22日	平成30年4月3日	広報県民課 (警察本部)	開示請求書の写しの交付の際に費用を請求された。	費用を請求したことは妥当ではない。
9	29-9	平成30年1月10日	平成30年4月3日	総務課 (警察本部)	公安委員会に対して行った開示請求に対し、警察本部が開示決定等を行った。	本件決定は、公安委員会委員長名でなされており、実施機関の事務処理に不適切な点は認められない。
10	29-10	平成30年3月6日	平成30年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医療センター 審査情報課 	決定通知書における開示請求日の記載誤り	<p>(精神科医療センター事務処理分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 決定通知書等を作成する際には、日付用の記載誤りがないか十分確認すること 決定通知書等の訂正を行う際には、相手方にその旨が分かるような措置をすること <p>(審査情報課事務処理分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開示請求書の電算登録を行う場合、登録内容に誤りがないか十分に確認をすること
11	29-11	平成30年3月11日	平成30年7月20日	がんセンター	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開審査会への諮問が遅い。 審査請求人への諮問通知が遅い。 	<p>審査請求を受け付けた場合には、速やかに、情報公開審査会に諮問を行い、諮問した旨を審査請求人に通知するなど、適正な事務所に努めること</p>